

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給の取扱い方法について

木更津市福祉部介護保険課

1 福祉用具購入費の支給限度額及び支給方法

(1) 支給限度基準額・・・10万円（毎年4月1日から1年間）

・福祉用具購入費の対象費用のうち9割、一定以上所得のある方については、8割又は7割が保険給付分として支給され、残り1割、2割又は3割は利用者負担となります。利用者負担の割合は「負担割合証」で確認できます。

・要支援及び要介護の区分にかかわらず、支給限度基準額は一律に10万円となります。

(2) 支給方法（※申請後の変更は不可）

① 償還払い

購入した費用の全額を販売事業者支払い、申請手続きの後、介護保険対象費用の金額のうち9割、8割又は7割が被保険者に支給されます。

② 受領委任払い

被保険者は介護保険対象購入費用のうち、1割、2割又は3割を販売事業者支払い、受領委任事業者の申請手続きの後、残りの9割、8割又は7割は保険者から販売事業者を支払われます。

2 留意事項

(1) 被保険者は福祉用具購入の時点で、**要介護又は要支援の要介護認定を受けている必要があります。**

(2) **販売事業者は、都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入したものに限られます。**

ただし、受領委任払いの方法により購入する場合は、**木更津市に受領委任払いを登録している特定福祉用具事業者に限られます。**

(3) 同一年度内に福祉用具購入費が支給された場合、以後の期間に同一種目の特定福祉用具については福祉用具購入費が支給されない。

ただし、次のアからイのいずれかに該当し、保険者が必要と認めた場合に限り福祉用具購入費は支給される。

ア. 既に購入した福祉用具が破損した場合

イ. 要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

(4) 個人番号の記入、申請に際し、個人番号とご本人の確認が必要ですので「個人番号カード」または「個人番号通知カード・本人確認書類（免許証等写真入りは1種類、保険証等写真無しは2種類必要）」を提示してください。（代理人の方が申請する場合は、そのほかに代理人身元確認書類を提示願います。）

3 対象となる福祉用具

【入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの】

<p>① 腰掛便座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補高便座 ・ポータブルトイレ 	<p>(1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。</p> <p>(2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>(3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>(4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるもの）。</p>
<p>② 自動排泄処理装置の交換可能部品</p>	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、本人又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。ただし、以下については除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの ・専用パンツ、専用シート等の関連製品
<p>③ 入浴補助用具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台 ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト 	<p>(1) 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>(3) 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>(4) 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>(5) 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>(6) 浴槽内すのこ 浴槽内において浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>(7) 入浴用介助ベルト 本人の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
<p>④ 簡易浴槽</p>	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む）であって、居室において必要があれば入浴が可能なもの。また、取水又は排水の工事を伴わないもの。</p>
<p>⑤ 移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものに限る。</p>

4 福祉用具購入費支給申請について（償還払いによる申請）

償還払いの方法により、福祉用具購入費の支給を受けようとするときは以下の書類を提出します。

また、購入した月がまたがる場合は、**購入した月ごと**に申請書を作成します。

【提出書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) パンフレット
- (4) 委任状（被保険者と福祉用具購入費の振込先口座名義人が異なる場合に提出すること）

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

- ・被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、被保険者番号、個人番号、申請者の住所、氏名
- ・福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- ・福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
- ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとにケアマネジャー等が記載します。欄内に記載が困難な場合は裏面に記載すること。
- ・口座振替先（金融機関名、本店又は支店名、口座種目、口座番号、口座名義人を記入）

(2) 領収書

- ・領収証は宛名を正確に記載すること（上様不可・被保険者氏名を記入）。
- ・購入額が5万円以上の場合は、収入印紙を貼り付けること。
- ・領収証の添付を写しにする場合は、原本を持参すること。

(3) パンフレット

パンフレット等の福祉用具の概要を記載した書面を添付すること。（写し可）

(4) 委任状

被保険者と福祉用具購入費の振込先口座名義人が異なる場合は委任状を提出すること。

(5) 振込口座変更申出書

被保険者が亡くなられた際に、振込先口座を変更する場合に提出すること。

5 福祉用具購入費支給申請について（受領委任払いによる申請）

受領委任払いの方法により、福祉用具購入費の支給を受けようとするときは以下の書類を提出します。

また、購入した月がまたがる場合は、**購入した月ごと**に申請書を作成します。

【提出書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- (2) 領収書
- (3) 販売証明書
- (4) パンフレット

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）

- ・被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、被保険者番号、個人番号、申請者の住所、氏名
- ・福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- ・福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
- ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載する。欄内に記載が困難な場合は裏面に記載する。
- ・受領委任者の住所、事業者名、代表者名、事業者登録番号（木更津市の受領委任払い事業者登録番号）、電話番号、受領委任者の口座

(2) 領収書

- ・領収証は宛名を正確に記載すること（上様不可・被保険者氏名を記入）。
- ・購入額が5万円以上の場合は、収入印紙を貼り付けること。
- ・領収証の添付を写しにする場合は、原本を持参すること。
- ・**介護保険対象費用の1割、2割又は3割**の明記があること。

(3) 販売証明書

- ・事業者発行の販売価格の10割分の金額が記載された書面を添付すること。
- ・被保険者氏名、被保険者住所、福祉用具種別、商品名、製造事業者、10割分の販売価格、販売日、販売事業者名（法人印を押印）

(4) パンフレット

パンフレット等の福祉用具の概要を記載した書面を添付すること（写し可）